

第2回京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会 議事録

日 時：令和7年9月22日（月） 16：30～18：15

会 場：京都市役所本庁舎1階 第1・2・3会議室

出席者：委員（五十音順）

伊藤 知之 弁護士

塩見 葉子 京都市PTA連絡協議会 会長

曾我 謙悟 京都大学公共政策大学院 院長

玉井 亮子 京都府立大学公共政策学部 教授

山田 陽子 公認会計士・税理士

1 開会

司会（人事部長）

それでは、予定の時刻となりましたので、令和7年度第2回京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。進行を務めます、行財政局人事部長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の成立に必要な定足数について確認いたします。本日は、委員5名全員に御出席いただいておりますので、委員総数の過半を超えることから、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本委員会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本日の会議も、第1回と同様、京都市市民参加推進条例第7条に基づき、公開としております。

ただ本日、現時点では取材、傍聴の申し込みはない状況ですのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。以後の議事進行につきましては、曾我委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議事

曾我委員長

それでは、ここから私の方で議事を進行させていただきます。委員の皆様には前回と同様に活発に御議論いただくとともに議事進行に御協力いただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。では、最初に議事の1つめ資料説明等についてです。前回、検討委員会から事務局の方へ依頼をいたしました確認事項1点と、追加資料2点がございます。こちらについて、まずは事務局から説明をお願いします。

(1) 資料等の説明

事務局から「平成3年12月の市選挙管理委員会の委員長及び委員の報酬に係る改定経過」について説明するとともに、資料2「他の政令指定都市における改定状況について」及び資料3「日額制・併用制の政令指定都市等における報酬の支給状況について」の説明

曾我委員長

ありがとうございました。ただいま説明の方がありました。こちらについて委員の皆様から御質問があればお願いいたします。

山田委員長代理

御説明ありがとうございました。引上げ引下げのところで、資料2のところですね。1ページのところで、引上げたり引下げたりするのを年代順に書いていただいているのかなと思います。最初の神戸市と京都市は平成4年と平成8年。これはさっきの裁判の前でということですよ。引上げだった。それ以降は引き下げてるというところで大きな違いがあるとの説明だったんですけど。京都市においては平成8年に引上げてから一切いらわれてないということで今に至る。こういう裁判の結果を受けて、市の中でこのことについて、話合われたとか検討された、引上げるべきかどうかだとか、そういう検討結果はあるんでしょうか。

給与課長

お答えいたします。本市におきましても、行政委員の報酬につきまして、具体的には教育委員会、人事委員会、選管の委員につきまして、まずは平成21年に住民監査請求がございました。それが棄却され、その後、住民訴訟が提起され、平成23年の5月に大阪高裁で第二審の判決が出て、その時点でも本市は勝訴。つまりは、本市の月額制が認められた。そういった経過は1回目の資料の4ページにも記載しているところです。当時、そういった形で住民訴訟に勝ったことを受けて、月額制を維持してきているところであり、具体的にその後、日額制に改めるような具体的な検討はしていないという状況でございます。

山田委員長代理

ありがとうございます。勝訴という結果を受けて、このまま継続するということに結論づいたということですね。わかりました。

曾我委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、議事の1点目はここまでとします。では今日の大事なところですが、2点目の議事に入ります。報酬の在り方に係る意見交換に移りたいと思います。第1回の検討

委員会で各行政委員の職務内容、活動状況、さらに報酬の状況といったことについて確認をしてまいりました。今回は前回の内容を踏まえて、各行政委員の報酬の支給方法ですね、つまり日額、月額といった支給方法と、あと水準というところ、この2つについて議論を進めていきたいと思います。まず、第1回の検討委員会でも事務局から説明のあった行政委員の報酬の在り方に関する一般的な考え方について、もう一度改めて事務局から説明をお願いします。

(2) 報酬の在り方に係る意見交換

給与課長

それでは1回目の資料の5ページをお開きください。5ページの上段に滋賀県における住民訴訟の概要を記載しております。ここに裁判所としての考え方が記載されておりまして、滋賀県における住民訴訟の最高裁判決の判決理由では、どのような報酬制度が当該地方公共団体の実情等に適合するかについては、地方公共団体毎にその財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の総合考慮による政策的、技術的な見地から判断を要するものとされました。先ほども申し上げましたが、京都市におきましては、行政委員の訴訟も起こされまして、本市としては、行政委員の職責の重大性に鑑みて報酬制を月額制としてきており、過去の訴訟でも認められた経過がございます。しかしながら、本市では長期間に渡り報酬の改定を行っていない状況であることから、改めて、現時点の職務の状況や他都市の状況を考慮した検討が必要であると考えております。以上でございます。

曾我委員長

ありがとうございます。今、改めて御説明をいただきました。これが最高裁の判決を受けてということでもありますので、これを念頭に置きながら意見交換を行っていただきたいと思います。進め方としては、行政委員会ごとに考えていくしかないんですけれども、種類が色々あるということですね。また、それぞれ内容も異なるものです。私の方でこの委員会についてということで順に進めていきたいと思います。では、皆様、第1回検討委員会の資料2ページの表を御覧ください。全体の表が出ているところです。これを見ますと、ざっくり大きくくくられているということで、人事委員会、監査委員、教育委員会委員で、京都市の行政委員の報酬水準というところで、同額となっている。3つの行政委員で均衡するよう設定されているかと思っています。これを続けるかということを含めて考えるためにですね、まず、これが他の都市でもどうなっているのかということを確認したいと思いますがいかがでしょうか。

給与課長

人事委員会、監査委員、教育委員会の報酬についてですが、他都市においても概ね本市と同様の傾向にあります。

曾我委員長

分かりました。そういうことであれば、ここについて同じように扱う形でいきいたいと思います。この表の分類に沿って、まず、人事委員会の委員、監査委員、教育委員会の委員というこのグループをひとまとめにして、意見交換をしていきいたいと思います。よろしいですか。

——異議なし——

曾我委員長

ありがとうございます。まず、人事委員会委員、監査委員、教育委員の支給方法、月額、日額、併用、その支給の方法について意見交換を行っていきいたいと思います。こちらについては、各委員の皆様から御意見いただきたいと思いますので、順に御意見をお願いします。五十音順で恐縮ですが、まずは伊藤委員お願いします。

伊藤委員

意見を申し上げる前に先ほど、事務局の方から指摘のありました滋賀県の住民訴訟の最高裁判決がありまして、これは議会の裁量の範囲を超え濫用するものであるか否かによって判断すべきである内容ですけれども、これは従前からられている制度というものが、議会の裁量権の範囲を超えているかどうか、というそういう判断なので、今、この委員会で何が相当か妥当かという話とはちょっとその判断基準が違うと思う。それが裁量権を超えているかどうか、違法かどうかというところの判断なので、多分、この委員会ではそうではなくて何がふさわしいか議論をする委員会だと思うので、そういう観点で意見を申し上げさせていただきます。

人事委員会と監査委員と教育委員に関しましては、私は月額制がよろしいのではないかと考えています。理由としては、人事委員会に関しましては、8月から9月に人事委員会勧告が集中して行うこともありますけれども、1年を通して審査請求など、措置要求などもあってですね、スポット的というよりは、1年を通して仕事をされていることがあります。監査委員に関しましては、識見委員は通年に渡って様々な監査をされておられますし、教育委員に関しても、教科書の採択だけでなく、学校の統廃合、それから市会への出席とか、年間100件を超える情報提供を受け取るなど、通年、仕事をされているということからしますと、月額制がふさわしいかと考えています。以上です。

曾我委員長

ありがとうございました。次に塩見委員お願いします。

塩見委員

私も伊藤委員と同じように通年、1年間を通して関わってこられているということ月額制がいいかと思っています。

曾我委員長

次は玉井委員お願いします。

玉井委員

ありがとうございます。私も2人の委員と同じ月額制維持でいいのではないかと考えます。理由に関しましては、この3つの委員会の方々というか、委員会そのものがかなり高度な専門性が要求されている委員会として設置されているということ。資料の委員の選任というところの項目で確認できるのかなと思いました。人事委員会とか能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者ということでもありますし、監査委員の場合ですと財務管理、事業の経営管理に優れた識見を有する者、教育委員ですと教育、学術、文化に識見を有する者ということで、制度として専門性が求められているということがありますので、そういった方々の活動を維持していく、確保していくということであれば、今の月額制で問題がないのであれば、月額制維持でいいのではないかと感じた次第です。以上です。

曾我委員長

ありがとうございます。山田委員お願いします。

山田委員長代理

私もこの3つについては、月額制で引続きいいかなと思います。理由といたしましては、今、各委員おっしゃられましたことと重なるんですけども、専門的な見地に立って判断していく、しかも、実際、行っている業務が、スポット的なものとは限らずこの1年を見るとか長い間を通じて判断していく業務も多いので、スポット的な日額というより月額で補償して委員として業務していただくというのが適正じゃあないかなと思います。ただ、今、人事委員、監査委員、教育委員は同等の報酬となっているが、このA3の前いただいた資料の政令指定都市における行政委員の報酬の一覧表を見ると、人事委員と監査委員はイコールが多いかなと思う。教育委員は少し人事委員、監査委員と比べると少し低くなっているような傾向がどの都市にもあるように思うんですけども、これは市によって違うのかもしれませんが、そこが気になったところです。ですので、全て同じということでもいいのかということとは違和感を感じました。以上です。

曾我委員長

ありがとうございます。今、山田委員からいただき最後の点ですね、こちら水準に関することかと思しますので、そこは先にいただきました。また、こちらについては後ほど他の委員からもいただきたいと思います。そこにいく前に、まず、先に支給方法、月額か日額かというところを確認したいと思います。

支給方法のところですが、伊藤委員おっしゃっていただいたとおり、裁判の話はまさに、裁判で問われた点に関してラインが一定のところでは引かれているのですが、ここの委員会として考えるべきものは、どういう形が望ましいかということだということ、おっしゃるとおりだと思います。ただ、考えるポイントになるようなところは、その裁判所が判断する際に考慮していたところが、ここで考えるときにポイントになり得るところ、重なることがあるという趣旨だったのですけれども、すみません、私の申し上げ方がちょっとまずかったと思います。

委員の皆様がおっしゃっていただいたのは、どういう姿が、現状どうあり、どうあるべきかを含め、委員の現状がこうであるからこの報酬の方針が望ましい、理想的、望ましいものと言えるのではないかというところで、月額、日額の判断をお示しくださったかと思います。

各委員、いずれも月額制でいいのではというふうに言っていたかと思いますが、かつ、その理由として、職責が重大であるということもありますし、専門性が高いというお話もあったかと思います。あと、実際の仕事の在り方というのが出勤日だけに行うのではなくて、日常的にそういう形で業務を行われているところを考慮すべきではないかという理由付けをおっしゃっていただいたと思います。

確認ですけれども、月額制という形で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

——異議なし——

曾我委員長

ありがとうございました。そこは確認できたということで、先ほど山田委員からいただき報酬水準のところですね。他のところを見たところ教育委員がちょっと低いところもある、考えるポイントかなというようなお話でしたが、山田委員、水準のところはおっしゃっていただいたこと以外は大丈夫ですか。

山田委員長代理

はい。

曾我委員長

ありがとうございます。次、逆回りで玉井委員、水準のところに関して、御意見あればお願いします。

玉井委員

水準に関しては、今、山田委員がおっしゃっていただいたとおり、他都市との比較が重要になってくると思います。京都市が妥当な範囲を検討される場合は他都市と比較して定めていくのが望ましいと思います。監査委員の方でこちらだけ独任制となっているので、識見委員さんと代表ですねそれを統合してもいいのではないかとちょっと思ったり。今、分けているということなんですけれども、以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。次に塩見委員、これらの3つの委員について的水準ですね。御意見いただければと思います。

塩見委員

はい。細かい水準とかが専門的なことでよく分かっていないんですけれども。今の話にもあった代表監査委員と識見委員の統一はもう少し私の知識をつけてからまた御意見できたらなと思います。この年代で他都市も改定されているなかで、その順位とかが統一的かと言われたら結構バラバラなところがあると思うので、京都市の重要性というところで水準は決めていったらいいのかなと思っています。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。では最後ですけど伊藤委員お願いします。

伊藤委員

確かに教育委員に関しては、他都市と比べて高水準になっているんですけれども、京都市として教育を非常に重要視している市政の現れであるかもしれませんし、積極的に今、教員委員の方の報酬が高すぎて困るというような感触を私は持っていません。やはり他の委員と同様に重要な職責を担っているのではと思うので、私は現状のままでいいのではと思っています。それと、監査委員に関しては、おそらく代表、識見委員さんおそらく忙しくてですね、代表の方は議会に出たりとか、代表としての行為もあるので、おそらく識見委員が代表を兼ねることはなかなか難しいのでは思ったりしますが、このあたりは実際どうなのかということを事務局から教えていただいたらいいのかもしれません。以上です。

曾我委員長

事務局からお願いします。

給与課長

ありがとうございます。大きく2点ですね。教員委員の報酬、他都市を見た時に

教員委員だけ低いのでないか。要は監査委員の独任制、代表監査委員についてどう考えるのか。この2つ少し話がリンクしている部分がございます、まず、他都市の傾向から御説明しますとそもそも監査委員の報酬について、代表監査委員の報酬額と普通の監査委員の報酬の金額を分けていない、同じ金額にしている政令指定都市が20都市中14都市ございます。なぜそうしているかと申しますと、これが玉井委員、御指摘のことと繋がっているのですが、監査委員は監査委員会と言わないこととも繋がっているのですけれども、監査委員の皆様におかれましては、まさに独任制、それぞれの監査委員において御判断いただく立場だからこそ、代表かそうじゃないかで報酬も分けない設定にしているところが多くございます。その上で、各行政委員会の報酬月額のバランスですが、多く見られる傾向として、まず、人事委員会の委員長と代表監査委員、監査委員の報酬月額を同じ金額にしている都市が20都市中11都市ございます。一方、人事委員会の委員と教育委員会委員の報酬月額を同額にしている。人事委員会の委員長と監査委員、人事委員会の委員と教育委員と、大きく見ればそういった傾向が見られると、これが人事、監査、教育の大きな傾向でございます。続いて、伊藤委員からお尋ねのあった代表監査委員の役割との関係ですけれども、ここはさらに違う要素が入ってくるんですけれども、本市、京都市においてもそうなんですけれども、常勤の監査委員という立場の者もおりまして、京都市でいったら常勤の監査委員が代表を努めており、議会などにも出席する役割を担っておりますので、監査委員の世界においては常勤の者が存在し得る、その者が代表という役割を務めていることがあるという違いがあるということでございます。大きく2点、以上でございます。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。ちょっとややこしいというか、制度上そうなってくる。もちろん京都市において、監査委員の方、常勤のものと非常勤のものとあるということで、京都市の話も含めてなんですけど。要は識見委員の中から非常勤の方の代表は選ばれるわけですよ。そうじゃないんですしたっけ。代表監査委員は識見委員の中から選ばれるのではなかったですか。

給与課長

代表監査委員は識見監査委員から選びますが、京都市のように常勤の監査委員を置いている自治体においては、その常勤の者がもっぱら選ばれる傾向にございます。京都市においても、代表監査委員の報酬の設定はありますが、実際には非常勤の代表監査委員は存在しておらず報酬月額も使っていない状況にございます。

曾我委員長

ちょっとややこしいですが、常勤の方がいらっしゃる、その方が代表でいらっしゃるということですね。そちらが逆に常勤で代表でいらっしゃるのです、仕組みとし

て非常勤の代表の額が、現状、制度としては設定してあるが、実際にはそこに就いている人がいないんだということが、まずひとつ監査委員のお話だと思います。結局だから、代表ではない識見委員だけが実際に存在しているということですね。

あとはもうひとつは教員委員会のところと人事委員会のところを合わせて設定しているのが他都市の大きいところである。京都市もそうになっている。監査委員は独任制であると、監査委員会という言い方をしないことを含めて作りが違うので、そのあたりの難しさがあるというところかと思います。今、事務局の方から御説明いただきましたが、それも含めて、それだったらもう少しこうとか、御質問とかあれば、どうでしょうか。水準に関わるようなところで、山田委員お願いします。

山田委員長代理

御説明ありがとうございました。今の御説明のとおり、人事委員会の委員と教員委員会の委員は他都市でもだいたい同じ水準になっているかと思います。人事委員会には委員長というものが別にいらっしゃる、教員委員会にも委員長がいらっしゃるのですよね。ここには書いてないけど、行政委員ではなく教育長常勤とあるので、その方は市の職員ということなんですかね。ということで、ここには登場しない、それは他都市も同じようなことになっている。教育長は常勤ということですね。人事委員と教員委員がイコールということは分かりました。これは、改めて見ますと人事委員、教育委員と監査委員ですね。監査委員と人事委員を見ますと他都市では監査委員の方がやや高い、人事委員が監査委員より少し低い、横浜市はイコールですけれども。下回っているところも多いのかと思いますけれども。なので、教育委員が低いより、監査委員が高いということですか。

給与課長

監査委員の場合は、先ほども申したとおり、代表監査委員と監査委員を分けずに報酬月額を設定している都市も多く、その金額はどちらかというと人事委員の委員ではなく委員長寄り、場合によっては仙台とかのように人事委員の委員長よりさらに高い月額設定をしている都市もある。大きな傾向で言いましたら、人事委員会の委員長と代表監査委員なり監査委員が近い金額になりがちです。

山田委員長代理

そこに監査委員が近づいている傾向があるのか。

給与課長

代表監査委員と監査委員をそもそも分けないこともございますので、全体として監査委員はそちら側に。

曾我委員長

よく分かりました。ということでいうと、京都市は人事委員と教員委員が他都市と比べると高い傾向にあるのかなと見えただけですけども。

給与課長

1 回目の資料でも記載したとおり、人事委員の方ですね、報酬月額については、月額制を採っている 12 都市の中でも上から数えて 2 番目です。教育委員の報酬月額も同じ、12 都市中、上から 2 番目ということで、他都市と比較した時は高めの順位にいることは事実でございます。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。山田委員、もう少しあれば。

山田委員長代理

前回のこの表から言うそうですね、横浜市が常に高いんですね。そこに京都市が続く形なんですけれども。市の規模的なことから言って、神戸市、川崎市とか続いていくんですけれども、それより京都市がちょっと上のポジションにいるので、市の規模とだけ合やすものではなく、実際の業務内容とかそこに期待するものとか入れ込むんですけれども、受ける印象としては割と高いかなと思ってしまいました。

曾我委員長

はい、ありがとうございました。他都市との均衡はやっぱり考えていかないといけないのはおっしゃるとおりだと思います。その上で、現状、例えば 2 位とかにいるわけですね。教育委員会、人事委員会もそうかと思います。それがどうなのかということだろうと思うので、そのあたり考えていくのが今後必要になってくることかと承りました。整理しますと、まず、監査委員について、独任制でそれぞれ仕事をされている。かつ、常勤の代表の方が別にいらっしゃる仕組みであると。しかし、今は非常勤の監査委員の中からは代表は置いていないが、それでも設定が必要になるかという点です。それぞれ独任制の形で仕事をされていることからすると、代表と識見委員の報酬を分けないという御意見がありましたが、そこはまずよろしいですかね。同じ額の設定をするということで、それはよろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

——異議なし——

曾我委員長

では、まず、これは統合しますということで。その上で後は、それぞれのところを、他都市と比べながらということで、どうなるか。事務局の方でも検討してもら

い、次の回にかけていくという形で。方向だけ、今の段階では固めさせていただいてよろしいでしょうか。具体的にどの程度とか、他の都市と比べてどうだとか今日の時点では決めきれないと思いますので。そこまでは確認させていただけたかなと思います。こういった方針で次に向けてということではいかがですかね。大丈夫ですか。

——異議なし——

曾我委員長

人事委員会、監査委員、教育委員会については月額制で、報酬水準については、他都市との均衡を考慮しつつ、代表監査委員と識見委員については合わせてという形で行きたいと思います。次、行きます。次が選挙管理委員会ですかね。選挙管理委員会について、先に支給方法、月額なのか日額なのかというところから御意見いただければと思います。これもすべての委員にと思います。伊藤委員からお願いします。

伊藤委員

選挙管理委員会については、日額制が妥当でないかと思っています。第1回の御説明でも選挙のない年はそれほど仕事がないということで、かなり偏りがあるということと、それから、1回の会議の時間も1時間程度ということで、他都市でも日額制のところが多くて、京都府も日額制を採っておられることですね、ここにつきましては、日額制がいいのではないかと思います。以上です。

曾我委員長

ありがとうございました。次に塩見委員お願いします。

塩見委員

私も日額制の方がいいのかなと。併用制のその利点があまりよく分かっていないところもあるのですけれども。よく声を聞くのは、こちらの市選挙、区選挙の月額制へのちょっと批判的な声はよく聞くことなので、こちらは日額制で検討してもいいのかと思いました。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。続いて玉井委員いかがでしょうか。

玉井委員

ちょっと事務局の方にお聞きしたいんですけれども。この選挙管理委員会の活動というか、選挙管理でかなりテクニカルなことがあるというふうに思いますので、

選挙管理委員会の事務局の活動というのが主たる実務を担っていて、この委員さん達は最終的に承認というか判断役という考え方で、捉えていいのかということと、選挙管理委員会というのは、委員の選任で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者というふうに26ページに書かれているのですけれども、これは、解釈としては公正な住民の代表であるというふうに読んでしまっているのかどうか。特段の専門性を持たずにこの方は公正でちゃんとした判断をしていただけるといふふうに認められる方であれば、委員として何を重視しているのか、この2点いかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局でございます。1点目でございますけれども、事務的には我々事務局が示して、合議制でございますので、その委員会において委員の皆様にご説明、事前説明もでございますけれども、委員会開きまして、御説明して、御承認をいただく形となっております。委員の選出でございますけれども、こちら前回、御説明しましたとおり、市の選挙管理委員会におきましては議会の方で指名推薦、区の選挙管理委員会につきましても、それぞれ区の選出の議員会におかれまして選出されておりますので、一定、専門性はともかくとして、そういった人格高潔な方が推薦条件になっておりますので、そういった方が選ばれております。以上でございます。

玉井委員

ではその上でということですが、結論としましては、ちょっとこう選挙管理委員会だけはあれかなと思ひまして、前の3つの委員会や委員さんと比較して、制度として、委員会、委員の専門性がどうなのかということを確認しましたところ、また、スポット的な活動ではないというのが前の3つの委員会の活動だったかなというふうに思うんですけれど、この選挙管理委員会は選挙のあるなしでかなり出勤日数も変わってくるというところもありますので、そういうことも知ってしまうと日額制も致し方ないと思った次第です。でも一方で、ちょっとあの、やっぱり選挙管理は非常に民主主義においては、とても重要なことであって、やっぱり選挙管理委員会ができた背景としては選挙の公正をきちっと民主的に市民感覚で住民感覚で確保しなければいけないということですから、そういうふうな、選挙管理というのは公正であるということを住民とともに確認していきましょうという制度の理念みたいなことを考えると、簡単に日額制に移行してしまいたいというふうに、ちょっと、自分では言い難いところもあるんですけれども、でも、日額制に移行していくことを考える時にやっぱり戦後というのは非常に混乱していたので色々と不正とか透明性が確保できないことが結構あったのかなということは想像、あくまでも想像ですが、想像できるんですけれども、現在は今、事務局の方から御説明があったとおり、公正であるということが非常に重視される、特にテクニカルな事を委員の方々が判断されているわけではないというふうなことを考えますと、

選挙の公平公正を担保する極めて重要な機関だし、委員だしということは、創設当初から変わっていないんですけれども、そうですね、他の委員と比べると、日額制ということも選択としてはありなのかなというのが意見です。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。最後、山田委員お願いします。

山田委員長代理

私も事務局に質問よろしいでしょうか。例えば、27ページのところに年間支給日数があります。令和4年度、5年度、6年度。6年度で見ますと28日、月平均2.3日となっていますけれども、これ単純に割った数字だと思うんですけれども、これ、実際、実態としてはどうなんでしょうか。0の月がほとんどで選挙があった月はすごく多くなるとか。どんな感じでしょうか。

選挙管理委員会事務局

0の月は基本ございません。最低月1回、選挙の時は立て込むことがございますけれども、平均で出してますけど、0の月は基本ございません。

山田委員長代理

ありがとうございます。私は、月額には違和感があったんですけれども、日額というふうに割り切ってしまうより、この選挙管理委員会、公正な選挙になるように、それを日々意識していただくというところで、毎月の報酬もお支払いしてそれを意識していただくというのも、年間にわたりそういう意識をもって活動していただくのが大事かなと思って、併用制がいいんじゃないかなと考えています。以上です。

曾我委員長

ありがとうございます。今、御意見をいただきまして、日額というお話もありつつですが、選挙管理委員会は本当に選挙の在り方自体が、それぞれの国や、時代によっても違ってきます。それこそ選挙というのは本当に政治家のみなさんにとっては非常に大事なところ、もちろん私たちにとっても大事な民主主義の根幹です。いつもクリーンな選挙かという、どこの国でも当然なわけではない、そんな国ばかりじゃない。日本だってかつてはそういった色々な問題があったことは事実だろうと思います。ただ、今はそういう問題、日本の場合は幸いないわけですけど、今度は別の課題が出てくるわけですよ。投票率低いとかですね、そうすると啓発の必要があると。そういったことで、日常的に仕事があるというような話かと思います。そうすると日額制にすることに対して、それでいいんだろうかというお話が出てくるのもあったかと思います。そういうことで、皆さんの意見は、この段階では収斂

していないところかと思います。

水準の話もあるので、もう一回それも合わせてお聞きしてからどういう方向で、どういうふうに進めるか考えていきたいと思います。水準の方について、何か、日額にするのであれば日額にするときにどういう水準を考えていくのか。そういうところで、御意見あればというふうに思いますので、それをお伺いしたいと思います。すみません、分けながら議論すると言いながら決められず、水準の話に進んで恐縮ですけれども、山田委員いかがですか。併用制でということですが、水準について御意見ありますか。

山田委員長代理

すみません、ちょっと、後でもいいですか。ごめんなさい。

曾我委員長

玉井委員いかがですか。

玉井委員

水準、そうですね。以下は感想ですけれども、初めに資料で御説明のありました日額、月額、見てみるとこれぐらい額が違いますよというのも出てきていましたので、月額制から日額制へということを考えるとかなり額が違ってくるのではないかなというふうなところをちょっと、気になってしまうというか、先ほど山田委員の御発言にもありましたとおり、やはり選挙管理、別にスポット的に選挙がある時だけ、活動しているわけではなくて、日々、色々研鑽を積み重ねての委員さんということですから、いきなりがくっと下がってしまうと委員の方々のモチベーションの問題とか色々出てくるかもしれませんので、そういう方々がいない大前提でありますけれども、ですので、支給方法に関しては柔軟に考えていってはどうなのかなと。選挙がある年は手当でカバーとか、色々、併用制みたいな形で考えていくのが一つあるのかなというふうなことも思う。一方で、国の中央選挙管理会については、日額制ということでしたっけ。ちょっと、分からないですけど、国の方はどうなっているのかちょっと気になるというふうなところですので、他都市と合わせていくことももちろん重要ですし、国との均衡というところも一つ論点になるかと考えた次第です。以上です。

曾我委員長

ありがとうございます。塩見委員いかがでしょう。

塩見委員

今、玉井委員と山田委員のお話を聞いて、併用制の良さがなんだろうというのがずっとわかっていなかったんですけども、月額というか、月額もあり日額もありというところで、その意識付けというのもあったりとか、その歴史のこれができた

背景をお聞きして、そうか安易に決められるものではないと改めて思ったところなんですけれども、そうですね、その意識してもらう流れでいくと併用でモチベーションを保ってもらうのはあるのかなと思ったのと、あと、この資料3の4ページで併用制と日額制の1月あたりの報酬額で資料が出てるんですけれども、完全に日額制にするとばらつきが結構目立っているのと、併用制だったらある程度、安定したモチベーション維持ができるのかなと思ったり、この資料を見て私は個人的には思いました。以上です。水準のところに関しては、今が少しやっぱ高いかなとの印象もあるので、ここから下がるとしても、その、ある程度のライン、京都市としての仕事の量だとかあると思うんですけれど、そういうのを考えて設定していったらいいのかなと思いました。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。最後に伊藤委員お願いします。

伊藤委員

私はもう日額制でいいと思ってまして、基本は日額なんじゃあないって思いがあって、特に理由とか必要性があるものを月額にしているのかなというのがあります。やはり、あのスポット的な部分が強いのは強いんじゃないかなというふうに思うので、日額制の都市も多い、他の委員と比べても多いですし、他の都市と比べて遜色のない日額の金額を設定していただいて、それで、日額にしても会議だけではなくて、何か特に活動された場合はそれも含めて日額を支給することもできると思うので、そういう形でここはもうスッと日額制に移っていいんじゃないかなと思います。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。山田委員はいかがでしょう。

山田委員長代理

市選挙管理委員会の日額制にすると、実際どれくらい払われているのかはとても興味のあるところだったんですけれども、例えば、大阪市だと年20日勤務で1月当たり7万円、委員だと年16日勤務、1月当たり4万6800円ということになって、日額にすると実際、月額制より随分低くなってしまうわけですね。報酬の支給対象日数というところが、本当に活動した日数だと思うんですけれども、選挙管理委員会で、実際に業務をしている時間だけを補償するのか、あるいは、それ以外の日常的なことに従事しているという、そういう部分も補償するのかというところだと思うんですけれども、これでいくと何かをしたからそれを払いますというもので、選挙管理委員会として携わっていただく場合に、その日の行動にだけ払うのは少し割り切れないというか違和感を感じてしまうので、ここにあると

おり、日額にすると、大きく下がってしまうので、その目に見えない部分の補償、日額制にするとしたら、目に見えない部分の補償をする水準が必要だと思います。その意味では、この目に見えない部分というのは、一定の月額を払って、行動していただいた部分は日額で、両方でカバーして、ここにある併用制のような一定の報酬額を補償できる体制がいいのではというふうに思います。水準については、なかなか細かくは言えないんですけれども。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。一通り意見を言っていたいて。やっぱり難しいというか、今の水準を含めて考えて出していただいた御意見というのは、まず、日額に移行するほうがいいじゃないの、それは、業務がずっとあるような仕事ではないという点ですよね。ただ、そうした時、今のお話にもありましたが、実際に払う水準はそうするとかなりぐっと下がるということで、それは下がればいいっていう話ではないんじゃないか。そこは他の都市とかも含めて考えるということで、というのが一方のお話かと思いました。日額にした上で、ただ、水準についてどの程度にするかというのを考えていく必要があるよねというお話かと思います。

他方で、もう一つの方向であったのは、それだけで済むんだろかということですね。実際の勤務について、色んな形の業務の数え方もあると思いますし、実質的なお仕事をされた日数に対して払うにしても、それ以外の部分があるだろうと。月額の趣旨は、この日はこういう形でこういう仕事をしたからということ以外の部分に対して払っている部分があるし、それは必要なんじゃないんですかとの御意見が一方であったということだと思うんですね。

ただ、それで併用制にするという話にすると、今度、逆に月額制にする意味は何になるのんだろうかという気もしてくるわけですね。これは、塩見委員がおっしゃったことと関わるのですけれども、併用制の意味って何ですか、メリットは何ですかというお話とも関わってくる。日額じゃない部分があるのをカバーするということが併用制だということになると、今度、じゃあ月額は何のために月額にする必要があるのかというところにもなってくるところです。ですから、山田委員がおっしゃることもよく分かるんですが、そうすると併用なんだろうか、それだったら月額なんじゃないんだろか、という気もしてくるというのが、お聞きして思ったところ です。

そこに関して、併用制をどうするかということ、まだ、十分この委員会としても詰め切れていないし、そういう意味で言うと、もう一つの提案として併用制に行きますかというのを、可能性としてはあり得るのかなと、残すべきかとも思います。しかし他方で、支給方法について、日額、併用、あるいは月額が残るとしたら、全部考えないといけないことになる。そうしたらまとまりがつかなくなるようにも思います。

決めきれないところもあるかと思いますし、あまり時間もないのですが、でも大

事な論点だと思うので、月額と併用、あるいは日額ということに関して、改めて御意見ある委員があればお聞かせ願いたいのですが、いかがでしょう。

伊藤委員

固定資産評価審査委員会のところで申し上げようかなと思っていたところではあるんですけど、私は弁護士会の方で、こういう委員の推薦に関する委員会の委員長しております、たくさん自治体から推薦依頼が来てですね、それで、審理をしておるんですけども、弁護士に関して言うと弁護士が委員になると、会議だけではなくてですね、結局、案件が出るとずっと持ち帰って仕事したり、もちろん、分からないことがあれば研鑽という形で調査したりということで、やっているんですね。そういう弁護士会に推薦の来るものはすべて日額なんですけど、日額だからといって、やっていることは別にその日だけではなくて、ずっとやっていることなので。そういう意味では、その会議以外のやっている部分を日額でどう評価するかという事で対応をしていただくのがいいのではないかと私は思っています。

曾我委員長

ありがとうございます。その問題は確かに明らかに日額制の問題の1つですよ。日額といった場合にお支払いする日、実際の業務がどういった形でカウントされるべきか、絶対付いてくる問題かと思います。他に何か。山田委員お願いします。

山田委員長代理

ありがとうございます。今、伊藤委員おっしゃっていただいた、ほんとに公認会計士も同じような形で推薦させていただきますが、それは全部日額です。実際、じゃあどういふものに日額として払われるかと言いますと、1日会議に出たということに対し払われます。その裏にある事前説明とか資料を読み込んだとかは一切見ていただいてないわけですね。会議に出たという事実、その回数だけがカウントされる。つまりそれが日額1日ということになるんだと思うんですけども、実際の仕事はそういうことではなかなか終わらない。その前の方がよっぽどたくさんやっているケースもたくさんあります。ということで、じゃあ、それを日額の報酬額に織り込んでもらえるのかというと、なかなか厳しいのではと思うことがありますよね。その織り込み方がなんで厳しいかと言うと、何時間かかったっていうのは、きつとご存知ないと思うんですけど市の方とかは、実際かかっているし、それを申告するのはハードルの高い作業になるわけですね。だから日額を、例えば会議に出たのが1日です、事前に読んでたのは何時間で何回ですというのは申告して、それをカウントしてもらえる状況が実態とはかけ離れているケースが多いので、そのあたりを鑑みたら補償しますということで、月額制で一定を支払うことが納得できるかどうか、言わなくていいという部分もあるんですけど、そういうところもあって、見えない部分は何かで補償するのは大事かと思います。

曾我委員長

ありがとうございます。今のお話にあるとおり、日額は本当にカウントの難しさというのがあって、今度は、それを言い出すと日額にできる委員会があるのか。どれも日額では難しい、どうしたって持ち出しが出てくるみたいなのが、どれにでも出てきうる話なんだろうと思うんですね。そうすると今度、日額制は採れない、どれも日額制がありえないふうになってくるんだろうと思います。なので、一応切り分けさせていただきますと、多分、日額制にしたうえでどういう形でお支払いするか、実態に即した形で支払いをするということが、日額制を採る以上はそれが出来る、していただかないといけないって言うのが、まず前提なんだろうと思います。なので、ちょっと実態のところでは十分出来ていない、持ち出しがあるっていう点については、ちゃんとしていただく前提で制度としては考えていただくことかなと思うんですね。そうしないと、今度、日額が全部なくて月額以外ありえないというふうになってしまうのかなと思うので。そういった形で制度として、適切に業務をカウントしていただく形での日額っていうのがあり得るかどうかということですね。そうしていただく事を込みで、制度としてどちらが望ましいかは、業務がどの程度あるのか、仕事が実際に平均的に、かなり恒常的に近い形であるのかどうかというところなんだと思います。

そうしますと、選挙管理委員会についてもやっぱり依然として日額の選択肢はあり得るのかなと思うんですけれども。今の伊藤委員、山田委員の御指摘を踏まえていただくことを込みにすれば、日額というのは選択肢として依然として残っているかなと。そこは今の伊藤委員、山田委員の発言を受けてもそこは大丈夫ですかね。カバーしきれないことがあるよねって話になると、どれも含めて、固定資産も含めて、日額ではなくすという話になりかねないと思うのですが、そういう御趣旨ではないですよ。日額っていうのは制度的には選択肢としてあり得る形で実態を把握した形でお支払いいただくというのを前提で行きたいかなと思います。

そうした時に依然としてやはり月額とか併用とかいうあたりの使い分けみたいなところ、やっぱり十分詰め切れないかなと思うので、申し訳ないですが、ここについては、支給方法については決めきれないんですけれども、日額を少なくとも検討することは決めさせていただくことでよろしいでしょうか。日額だから排除するのではなく、日額についても検討する。ただ、他の方式ですね、現状は月額ですのでそれも比較の対象として出していいのかもしれませんが。その上で、併用というのも可能性としてあるかも知りませんが、少なくとも支給方法を日額に変更した場合にどうなるかということも含めて検討させていただくことでよろしいでしょうか。

——異議なし——

曾我委員長

ありがとうございます。その上で水準に関しては、これも色々御意見あったかと

と思いますが、他の都市との観点、国との均衡というような話もあったかなと思います。その点含めて、水準について少し見直しをしてという形の意見があったかと思います。ちょっと高いじゃないかという御意見もあったかなと思います。水準、そのあたり他都市とかを考慮しつつ見直す方向で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

——異議なし——

曾我委員長

はい。ありがとうございます。その方針で進めさせていただきます。次に進みたいと思います。農業委員会ですかね、あと、固定資産評価審査委員会もありますね。この2つについてです。ただ、これらについては、農業委員会の場合、他の都市も含めてですね、支給方法については、どの都市も月額制であるということですね。農業委員会の委員はそういう点からいうとこれはもう月額制でよろしいんでないかと思ったんですけれどもよろしいでしょうか。

——異議なし——

曾我委員長

はい。ありがとうございます。農業委員会は月額制でよろしいかと思います。次ですけれども固定資産評価審査委員会委員は日額、これもどこの都市もそういう形であります。先ほどあったようになかなか実態と合わせるのが難しいということがあるんですけれども、少なくとも制度としてはこれでいくと京都市についても、日額制を維持するという方向でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

——異議なし——

曾我委員長

はい。ありがとうございます。農業委員会は月額制でよろしいかと思います。次ですけれども固定資産評価審査委員会委員は日額、これもどこの都市もそういう形であります。先ほどあったようになかなか実態と合わせるのが難しいということがあるんですけれども、少なくとも制度としてはこれでいくと。京都市についても、日額制を維持するという方向でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

伊藤委員

固定資産評価審査委員会の方について、まず、現在1万8000円という日額になっていますが、この根拠は为什么呢。条例があるんでしょうか。

給与課長

条例においては、日額2万2000円以内の規定がある中で、今、1万8000円と具体的に規定してお支払いしているところでございます。

伊藤委員

ありがとうございます。委員も結構ばらつきがあるのでお聞きしたんですけれども。私は金額1万8000円でいいかなと思っています。私が関与している弁護士推薦委員の案件の中では比較的多額な方です。1万8000円というのは。1万ぐらいの、1回1万円とかいうところもあります。案件も結構多いですし専門性も要求されるし、事前の調査も必要になってくるので、金額は1万8000円でいいと思っています。以上です。

曾我委員長

ありがとうございました。塩見委員お願いします。

塩見委員

固定資産評価審査委員会の方は、前の会議でも御説明いただいて、個人的にはこのままでもいいのでは。順位的にも高くもなく低くもなくということなので。農業委員会の方で、会長さんの順位と委員さんの順位の差がわりとあるのでこのへんの均衡は何か理由があるのか。会長が割と低くて、委員さんが若干高めというのが気になったかなと思いました。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。これは今お答えがあればですが、ありますでしょうか。

給与課長

はっきりとした答えは持ち合わせておりません。申し訳ございません。

曾我委員長

御趣旨は他の都市と比べての農業の位置付けという点で考慮が必要だということかと思います。次、玉井委員お願いします。

玉井委員

農業委員会、固定資産評価審査委員会は現状維持の結論に異議はありません。先ほどの、ひとつ前に戻って恐縮ですが、選挙管理委員会のことで選挙管理委員会の方々っていうのは、先ほどの事務局の御説明ですと、承認とか監視する役割がかなり重要であって、何かこう司法的な判断をするとか、そういう専門性を担っている

委員会ではないというふうな位置付けだということでしたので、固定資産評価審査委員会の方々の日額を考えると専門性に払っていますよという考え方とはちょっと違う考え方で考えるべきだと思います。公正であることを日々心掛けるということに対していくら払うのかなということで、ちょっと委員会の違いってところも日額のところの金額の考え方で1つ視点になるのかなということです。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。最後、山田委員お願いします。

山田委員長代理

ありがとうございます。まず、農業委員会ですが、水準ですね。前いただいた資料の39ページを見えています。他都市の状況で京都市は会長がちょっと低い、会長代理は3位となっている。ただ、いつも1位とか2位になっていた神戸市とか横浜市が、ここでは農業委員ではぐっと低い。16位とか17位になっていて、両方とも下位にきています。この並びを見ていると、どちらかというとな農業というよりも商業、工業都市の方が下にきて、農業の割合が高いところがどちらかというとな上にきているような印象を受けます。その中で京都市は、どこに属するのかというと、私は京都市内に住んでいるので、農業がメインかと言われればちょっとそうではないような気がするのですが、そういう状況、背景を考えると上の方に位置しているような印象があります。同じような都市と比べるとちょっと高いのかなというふうに思いました。固定資産評価審査委員会はさっき伊藤委員がおっしゃったような基本1万円で進んでいる委員の報酬、そういう中ではやや高くなっていますし、専門性を生かして、この活動時間を考えるとこれはちょうどいい感じかと思いました。

曾我委員長

ありがとうございました。ちょっとごめんなさい時間過ぎていますが、まとめさせていただきます。今、いただいたのを整理しますと、固定資産評価審査委員会は現状と同じ水準でいいんじゃないかというお話かと思います。農業委員会については会長と委員の差をどう考えるということですね。

もう一つは選挙管理委員会を仮に日額にする場合に、このへんとの兼ね合いとかの話ですけど、位置付け、理由付けみたいなのが違ってくるんじゃないかということで、その時に固定資産評価審査委員会と同じような形の日額に選挙管理委員会になるわけではないという点があったかと思います。

そして最後、それぞれの市の特性が、農業委員会なんかは特に出やすいんだろうというのは、おっしゃる通りかなと思います。京都市は山林部分は政令指定都市で一番多い部類の都市でもあって、合併とかしたことを含めて周辺部が非常に広いところがありますので、そのへんの実態を含めてということかなと思います。おっしゃる趣旨はそういう実態に合わせた形で他都市との適切な位置づけをするのがいい

いんじゃないですかという御趣旨かなと思うので、その辺はちょっと調べてということかなと思います。以上がこれらの農業委員会と固定資産評価審査委員会についての水準についていただいた御意見だというふうにまとめさせていただきます。月額、日額部分は現状のままということで、水準に関しては、今いただいた形で、この後の検討を進めていきたいと思います。

これで、全ての行政委員の報酬について、支給方法と水準に関する意見交換が行えたかと思いますので、最後、3番目の議事ですけど第3回の検討委員会というところに進みたいと思います。

(3) 第3回検討委員会について

曾我委員長

第3回の検討委員会ですが、こちらは具体的な改定試案について議論していきたいと思います。改定の試案については、試案をお出しするということですが、今日の意見交換の内容を踏まえて、人事委員会、監査委員、教育委員委員については月額、これはよろしかったと。選挙管理委員会については、日額を入れることは確か、ただ、それ以外、月額と場合によっては併用制も含めてということなので、併用制について十分に整理出来ていないということなので、そこ整理してということになります。ここについては、両方なのか3つなのか、いずれかの形でお示しをすることを試案に入れたいと思います。その考え方を整理したうえで、日額、月額なのか日額と併用なのかということをお示ししたいと思います。次に農業委員会は月額、固定資産評価審査委員会は日額ということでよろしいかと思います。今、意見交換で出た要素を考慮して事務局の方で作成いただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

——異議なし——

曾我委員長

はい。ありがとうございます。ではそういった方向で進めたいと思います。事務局は何かございますか。

給与課長

ありがとうございます。今、委員長にまとめていただいた方向性で問題ございませんので、場合によっては委員長に相談させていただきながら案を作成したいと考えます。加えまして、本日、議論する時間の無かった監査委員の中の議員選出の監査委員の位置付けがございまして、議員選出の監査委員については、他の行政委員の報酬改定とは異なる考え方で報酬設定してきた経過がございますので、それも含めて、改定の試案を作成したいと考えます。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。では、今おっしゃっていただいたとおりですが、私の方も事務局と御相談しながら、作成をしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。では、第3回の検討委員会に向けて改定試案の作成方針についても確認いただいたということで、次回にそれをお出しして議論していきたいので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日の議事については、以上となります。事務局については、次回に向けて御準備いただければと思います。最後に進行の方、事務局にお返しします。

3 閉会

司会（人事部長）

曾我委員長どうもありがとうございました。また、委員の皆様も長時間に渡って、活発な御発言をいただきまして、ありがとうございました。本日の議事録の取扱いにつきましては、第1回と同様ですが、事務局の方で作成し、委員の皆様に御確認を依頼させていただきます。その後、公表を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。また、次回の開催日は改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日の検討委員会はこれにて閉会させていただきます。どうも長時間に渡りありがとうございました。

(以上)